

★**過労死等防止対策推進シンポジウム**

11月18日に過労死防止対策推進シンポジウムが、千葉市のホテルプラザ菜の花で行われました。毎年11月は「過労死防止啓発月間」ということで厚生労働省・県・弁護士などの協力を得て開催されました。定員180名のところほぼ満員で、過労死を防止ということが社会に注目されていることが分かりました。

内容も充実したものであり、千葉労働局からの現状発表、弁護士の講演、企業による事例発表、過労死を考える家族の会の体験談など3時間の時間が長いと感じさせない内容でした。

特に印象深かったのは、家族の会の工藤さんの発表でした。公立中学の教師である夫が亡くなった原因のお話は身につまされる内容で、教師の大変さが伝わりました。公立の教員は残業の上限が適用されず、中学教師の57%が過労死ラインだということでした。私の夫は民間企業でしたが、過労死の申請をした者(却下されました)として、胸に迫る思いで参加させていただきました。

企業が働く従業員の命を大切にせず利益を追求する、そんな社会を変えなくてはならないと改めて社労士としての使命を確認致しました。

★**着ぐるみ着て労災認定**

東京ディズニーランドでキャラクターの着ぐるみを着てパレードに出演していた契約社員の女性が左腕に激痛が生じる疾患を発症し、船橋労働基準監督署が労災認定したことが分かった。

出演中のけがではなく、過重労働と疾患に因果関係を認めて労災認定されるのは極めて珍しいケース。

キャラクターの着ぐるみは重さ10kg前後で、2016年11月～12月には1回45分のクリスマスパレードなどに約50回以上出演していたとのこと。華やかなパレードですが裏でこんなご苦労があるんですね。

契約社員の女性は2016年11月頃から首から左上腕にかけてと手指に違和感が始まり17年1月には眠れないほどの痛みが出たため病院で受診。神経や血管が圧迫されてしびれや痛みが生じる「胸郭出口症候群」と診断され休職している。

★**男性医師の両立支援へ**

男性医師にも仕事と育児・介護との両立を支援しようとして厚労省は2018年度から全国の医療機関でモデル事業を実施する。

出産や育児のためにキャリアを中断した女性医師への支援は既に始まっているが、男性医師は対象外だった。新たなモデル事業は性別を問わず、看護師や医師以外の医療従事者も対象とする。この動きを広げるため、各県に協議会を開き成果を共有する。

厚労省は、子育てと勤務を両立できる条件を臨床研修終了者に複数聞いたところ、男女共に「職場の理解・雰囲気」「勤務先に託児施設がある」「子供の急病などの際に休暇が取りやすい」「当直や時間外勤務の免除」があげられた。

医師の働き方は1週間60時間以上の常勤医師が39%と長時間労働が常態化しており、改善が求められている。両立支援策としての案は次のとおり。

- ・医師以外の医療職も対象
- ・チーム医療やカバー体制を進め、休みやすい職場環境をつくる
- ・育児や介護サービスへの補助
- ・職場復帰のマッチングシステム

★**リハビリ専門職 需要増に対応**

高齢化で骨折などによるリハビリ需要が高まっていることに対応し、病院などで患者のリハビリに携わる「理学療法士」と「作業療法士」の養成課程を見直す。厚生労働省は2017年度中に養成校向けの指針などを見直し、早ければ2019年4月から適用する。



錦木(ニシキギ)